

電気設備工事特記仕様書 **工事カルテ特記仕様書** **その他**

1 撤去
 ・撤去前に内容物（発電設備燃料等）の回収を要する機器、配管等の処置（ ）
 ・撤去後の補修、復旧（ ）

2 石綿含有建材の除去工事
 ・事前調査 ※行う ・行わない
 工事着手に先立ち、目視及び貨与する設計図書等により石綿を含有している建築材料等の使用の有無について調査する。
 分析による石綿含有建材の調査 ※行わない ・行う（ 箇所）
 測定箇所等は監督職員の指示による。
 石綿粉じん濃度測定 ※行わない ・行う（ 箇所）
 測定箇所等は監督職員の指示による。
 石綿作業主任者
 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行うこと。
 石綿含有品 ・フランジ用ガスケット（ ・配管 ・ダクト ）
 ・天井材 ・
 ・外壁（ ・塗材 ・スレート ・ ）
 撤去部にアスベストを含む材料が使用されている場合は、適切に処理を行い、必要に応じて官公庁等への届出を行うこと。
 石綿含有建材の塗布された外壁及び石綿含有スレート波板等の外壁面に対して、足場及び配管等の支持のため、アンカーを打設する際にも、石綿作業主任者を配置し、外壁面に対して湿潤状態とし、集塵機能付き電動工具を使用する等、飛散防止措置を講ずること。

1 防災用照明器具
 建築基準法の規定による非常用照明器具は次による。（〇で囲むもの）
 ・電池内蔵形 ・電源別置形（ ・バッテリー ・発電機 ）

2 電動機等の接地
 金属管配線において、電動機容量7.5KW以下は金属管を接地線とする。

3 受電電設備
 受電電キュービクル本体の耐震性は、JEM-TR144「配電盤・制御盤の耐震設計指針2003年版」（一般社団法人日本電機工業協会）における耐震機能クラス1とする。

4 雷保護設備
 (1)保護レベル ・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ※Ⅳ
 (2)受雷部システムの配置 ・保護方法 ・回転球体法 ・メッシュ法

5 主燃料槽
 主燃料槽は満油渡しとする。

6 太陽光発電設備
 太陽電池アレイ用支持物の荷重計算は、JIS C 8955:2011「太陽電池アレイ用支持物設計標準」による。
 太陽光発電システムの用途
 ※極めて重要な太陽光発電システム ・通常の太陽光発電システム

1 構内情報通信網装置
 監督職員の指示による。

2 テレビ共同受信設備
 (1) テレビ機器収容箱
 ブースターを収容する収納箱は、露出コンセント（2P15A 2口）を内蔵し、扉には放熱に有効なガラリ等を備えたものとする。
 (2) アンテナマスト ・自立形 ・壁面形
 ・標準径のAの寸法（ ）mm

1 自動火災報知設備
 (1) 受信機
 ・R型 ・P型（ ）級（ ）回路
 予備電源付（ ・壁掛形 ・自立形）
 複合盤の場合は図示する。
 (2) 副受信機 表示窓数（ ）窓（ ・壁掛形 ・自立形）
 (3) 発信機 ・R型 ・P型（ ）級（ ）形
 (4) 機器収納箱 ・埋込形 ・露出形 ・消火栓箱組込形
 (5) 消火栓ポンプ始動用表示灯 ・専用 ※火報と兼用

2 自動閉鎖装置
 (1) 運動制御器（ ）回路（複合盤の場合は図示する。）
 (2) 動作仕様
 ア 動作方式 ・多回順次動作 ・単独動作
 イ 防塵ダンプ ・手動復帰 ・遠方復帰

3 非常警報装置
 (1) 非常警報装置 ・埋込形 ・露出形
 (2) 起動装置（押しボタン） ・埋込形 ・露出形

4 ガス漏れ警報装置
 (1) 受信機（ ）回路 予備電源付（ ・壁掛形 ・自立形）
 複合盤の場合は図示する
 (2) 検知器 ・都市ガス ・液化ガス
 電源 ・AC100V ・DC24V
 (3) 中継器 確認表示灯 ・あり ・なし

その他
 舗装板切断時の漏水は産業廃棄物として適切に処理を行うこと。

別表
名 称

- ・配電盤、分電盤、制御盤、警報盤等
- ・電動装置
- ・高圧機器類
- ・特別高圧機器類
- ・直流電源装置
- ・交流無停電電源装置（UPS）
- ・ディーゼル発電装置
- ・ガスタービン発電装置
- ・マイクロガスタービン発電装置
- ・燃料電池発電装置
- ・熱供給発電装置
- ・太陽光発電装置
- ・風力発電装置
- ・構内情報通信網装置
- ・構内交換装置
- ・情報表示装置
- ・映像・音響装置
- ・誘導支援装置
- ・テレビ共同受信設備
- ・監視カメラ装置
- ・駐車場管制装置
- ・防犯・入室管理装置
- ・監視制御装置
- ・
- ・

表1 接地極一覧表

接地の種類	記 号	接地抵抗	接地極の規格・数量
・共同接地	E A・B・C・D	Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連—組
・共同接地	E A・C・D	1.0Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連—組
・A種	E A	1.0Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連—2組
・B種	E B	Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連—組
・C種	E C	37.5~75Ω以下	EB(D=14又はW=30)×3連—組
・D種	E D	1.0Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連—2組
・E種	E E	1.0Ω以下	EB(D=10又はW=30)×1
・F種	E F	1.0Ω以下	EB(D=10又はW=30)×1
雷保護用	E LA	Ω以下	又は EP×0.6-2
・高圧避雷器	E LH	1.0Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連—2組
・低圧避雷器	E LL	1.0Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連—2組
・交換機用	E T	1.0Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連—組
・通信機器用	E At	1.0Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連—2組
・通信機器用	E Dt	1.0Ω以下	EB(D=10又はW=30)×1
・測定用	E o	1.0Ω以下	EB(D=10又はW=30)×1
・構造体接地		Ω以下	
・等電位接地		Ω以下	

注1) EBでD=14の場合はL=1500とし、W=40の場合はL=1200、W=30の場合はL=900とする。

表2 機器標準取付高さ

名 称	測 定	取付高さ(mm)	名 称	測 定	取付高さ(mm)
電圧計	地上~窓中心	1,800~2,000	表示盤	床面~中心	天井高×0.9
電圧計	地上~中心	1,800~2,200	壁付受信機	床面~中心	1,100
電圧計			壁付押し錠(一般)	床面~中心	2,300
電圧計			壁付押し錠(一般)	床面~中心	1,100
分電盤	床面~中心 (上端1,900以下)	1,500	壁付インターホン	床面~中心	1,100
スイッチ	床面~中心	1,100	壁付アラーム	床面~中心	400
人感センサー	床面~中心	1,800	壁付アラーム(和室)	床面~中心	200
コ	床面~中心	400	床面センサー(和室)	床面~中心	900又は400
ン	床面~中心	200	夜間センサー	床面~中心	1,800
セ	床上~中心	150~200	夜間センサー	床面~中心	1,800
ン	床上~中心	500	機器収容箱	天井下~上端	200
ト	地上~中心	800	機器収容箱	床面~中心	400
フ	床上~中心	2,100~2,300	機器収容箱	床面~中心	200
ク	床上~中心	2,000~2,500	機器収容箱	床面~中心	200
ケ	床上~中心	150	機器収容箱	床面~中心	200
ツ	床上~中心		機器収容箱	床面~中心	200
ト	床上~中心		機器収容箱	床面~中心	200
機	地上~中心 (上端1,900以下)	1,500	受信機・副受信機	床面~中心	800~1,500
力	床面~中心	1,500	機器収容箱・受信機	床面~中心	800~1,500
作	床面~中心	1,300	ベル	床面~中心	2,300
電	床面~中心	1,300	表示灯	床面~中心	2,100
内	床面~下端	300	LPガス用検知器	床面~上端	300
部	天井下~上端	200			
備	壁付(一般)	400			
備	壁付(和室)	200			
時	床面~中心	1,500			
計	地上~中心 (上端1,900以下)				
子	床面~中心	天井高×0.9			
時	床面~中心	天井高×0.9			
計	床面~中心	1,100			

注2) 図中に記載がある場合は、それを優先する。

表3 耐震施工の基準
 設備機器・配管等の支持、固定は、以下の図書を適用する。
 ガイドライン：静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（平成25年度）
 センター指針：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）

施設分類	設備機器・配管等の支持、固定	左記のうち、横引き配管などの支持
防災上重要な機能を必要とする 防災拠点等	ガイドライン*	ガイドライン*
防災上重要な施設	ガイドライン*	標準仕様書
一般の施設	標準仕様書	標準仕様書

*ガイドラインに記載のない内容は、センター指針を適用する。

1) 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録用データ」又は「実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録しなければならない。
 また、登録後は「登録内容確認書」の写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

2) 契約金額の変更登録は、完成時のみとする。

3) 契約変更により工事請負代金額が500万未満になった場合は、すみやかに契約変更前の工事登録を削除しなければならない。

残土処理特記事項

1) 建設発生土の処分については沼津市指定処分場とし、適正に処理すること。
 処分受け入れ業者については下記業者より選定し、施工計画書に明記すること。また、工事完了後に受入業者が交付する「建設発生土に関する完了届」を完成書類に添付し提出すること。
 なお、公共事業における残土の工事開削等疑義が生じた場合、別途監督職員と協議するものとする。

2) 建設発生土受入業者 処 理 場 所

- ・株式会社加藤建材 富士市大淵字音曾比奈6861番
- ・株式会社伊豆美化企画 伊豆市大野字出口1250 地
- ・渡辺ブルドーザ工事株式会社 富士市大淵等沢2027-2 地
富士市依田橋字田中157-2
- ・有限会社A-LINE建設 沼津市西熊堂字二本松700-3 地
- ・木村土木株式会社 沼津市獅子浜字大久保山1-2 地
沼津市下香貫津沼1018-10 地
- ・駿河開発株式会社 田方郡南町軽井沢213
- ・株式会社東土建 沼津市足高字尾上241-460・241-61

重要事項

・疑義事項については、監督職員と協議すること。
 ・大気汚染防止法に基づき、石綿事前調査結果の報告を行うこと。
 ・下記別途工事が同時期に施工となるため、各工事担当者及び監督職員と連絡を密に取合い工程に支障のないようにすること。
 「令和5年度 工事」